



長野県報

12月27日(月)
平成22年
(2010年)
第2229号

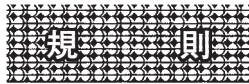
目次

規則

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	1
給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	1
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	1

公告

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	1
一般競争入札（住宅課）	1
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	1
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	1
一般競争入札（特別支援教育課）	1
一般競争入札（保健厚生課）	1



職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布します。

平成22年12月27日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第16号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第41条の5」を「第41条の6」に改める。

第33条の2第2号中「この条及び第40条の2において」を削る。

第44条第1項中「附則第5項及び第6項」を「附則第7項及び第
8項」に改める。

74	73
75	74
76	74
77	75
77	75
78	76
78	76
79	77
79	78
80	79
80	80

別表第8のオ中

を

に、同表のオ中

81	81
81	81
81	81
82	81
82	82
82	82
83	82
83	82
83	83
84	83
84	83
84	83
85	84
85	84
85	84
85	84
86	85
86	85
86	85
86	86
87	86
87	86
87	87
87	87
88	87

50	49
50	50
51	50
51	50
52	51
52	51
53	51
53	52
53	52
54	52
54	53
54	53
55	53
55	54
55	54
56	54
56	55
56	55
57	55
57	56
57	56
57	56
58	57
58	57
58	57
58	58
59	58
59	58
59	59
59	59
60	59

を に改める。

附則第6項を附則第8項とし、附則第5項の前の見出し中「一般職給与条例」を「一般職員給与条例」に改め、同項を附則第7項とし、附則第4項の見出し中「一般職給与条例」を「一般職員給与条例」に改め、同項を附則第6項とし、附則第3項の次に次の2項を加える。

(育児短時間勤務職員の一般職員給与条例附則第5項の規定により給料月額から減ずる額等に関する端数計算)

4 育児休業条例附則第2項若しくは第3項の規定により読み替えられた一般職員給与条例附則第5項第1号、育児休業条例附則第4項若しくは第5項の規定により読み替えられた学校職員給与条例附則第6項第1号又は育児休業条例附則第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた警察職員給与条例附則第15項第1号に規定する算出率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額をもって当該算出率を乗じて得た額とする。

(一般職員給与条例附則第5項の規定により給与の額から減ずる額等の日割計算)

5 月の中途において、一般職員給与条例附則第5項、学校職員給与条例附則第6項若しくは警察職員給与条例附則第15項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第37条第1項に規定する場合に該当した場合におけるその月の一般職員給与条例附則第5項第1号、第2号及び第5号、学校職員給与条例附則第6項第1号、第2号及び第5号又は警察職員給与条例附則第15項第1号、第2号及び第5号に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成23年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は給料の更正以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員(個別に人事委員会と協議して号俸を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年12月27日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第17号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「一般職給与条例」を「一般職員給与条例」に改め、同項中「附則第5項」の次に「の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(一般職員給与条例第8条の3第1項に規定する再任用職員を除く。)のうちその職務の級が一般職員給与条例附則第5項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者」を、「附則第6項」の次に「の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(学校職員給与条例第11条の3第1項に規定する再任用学校職員を除く。)のうちその職務の級が学校職員給与条例附則第6項の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者」を加え、「規定により給与が減ぜられて支給される職員」を「表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(警察職員給与条例第8条の3第1項に規定する再任用の警察職員を除く。)のうちその職務の級が警察職員給与条例附則第15項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下これらの者を「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対するこの規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則附則第3項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成22年長野県人事委員会規則第17号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特別調整額（一般職の職員の給与に関する条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ざられて支給）を「特別調整額（給料の特別調整額に関する規則附則第3項の規定が適用）」に、「附則第3項」を「同項」に、「得た額（一般職の職員の給与に関する条例附則第5項、長野県学校職員の給与に関する条例附則第6項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第15項の規定により給与が減ざられて支給）を「得た額（同項の規定が適用）」に改める。

人事委員会事務局

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年12月27日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第18号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

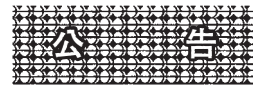
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第17号中「6日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日）」を「10日」に改める。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

人事委員会事務局



公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成22年12月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 組合の名称
茅野市安国寺姫宮土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成11年2月18日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
茅野市宮川字平通、字中田通、字大道通、字土手附通、字家下通、字馬場、字姫宮、字堀合、字子安、字中島、字子安下、字子安通、字水上通、字中河原、字樋沢、字土手附及び字城下の各一部
- 4 事務所の所在地
茅野市塚原二丁目6番1号 茅野市役所内
- 5 設立認可の年月日
平成11年2月9日
- 6 変更認可の年月日
平成22年12月20日

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年12月27日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
住まいに関する県民アンケート調査業務
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結日から平成23年3月31日まで
 - (4) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税当事者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札